

## 平成26年度 第2回赤穂市子ども・子育て会議 議事録

【日 時】平成26年6月30日（月）午後1時30分～3時15分

【場 所】赤穂市役所 6階大会議室

### 【出席委員】14名

半田結会長〔関西福祉大学社会福祉学部教授〕、藤井恵美子副会長〔兵庫大学こども福祉学科准教授〕、山根寿美子委員〔赤穂市主任児童委員代表〕、岩崎由美子委員〔赤穂市地域活動連絡協議会会長〕、中川尚子委員〔尾崎幼稚園園長〕、今津洋子委員〔有年幼稚園園長〕、小山寛委員〔塩屋小学校校長〕、矢野由香委員〔坂越保育所所長〕、関尾裕子委員〔赤穂保育所所長〕、川崎千春委員〔御崎保育所保護者会会長〕、山路優子委員〔幼稚園PTA育成部〕、玉石彩委員〔公募市民〕、中川正悟委員〔公募市民〕、今井眞治委員〔赤穂商工会議所専務理事〕

### 【欠席委員】1名

井上昭彦〔連合西播赤穂地区連絡会会長〕

### 【事務局】

健康福祉部 折原和彦健康福祉部長、山野良樹子育て健康課長、山内光洋保健センター所長、前田光俊子育て健康課こども支援係長

教育委員会 三谷勝弘教育次長（管理）、山本伊津子こども育成課長、藤田元春こども育成課こども育成担当係長、溝田康人生涯学習課長

### 【次 第】

#### 1 開会

#### 2 議事

##### （1）各種事業等の基準案及び条例案の検討について

①家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

##### （2）その他

#### 3 閉会

#### 1 開会

～事務局～

ただいまから、平成26年度第2回赤穂市子ども・子育て会議を開催いたします。本日はお忙しい中、当会議に出席いただきまして、ありがとうございます。本日の委員出席者は井上委員から欠席の連絡がありましたので、15名中14名出席いただいております。したがって、赤穂市子ども・子育て会議条例第6条第2項の定足数を満たしている事を、ご報告いたします。まず始めに、事前にお渡ししている資料について、訂正があります。

本日机に置いております、次第と資料4について差し替えをお願いします。次第については、本日追加資料がございましたので、資料のところに、資料7、8を追加しました。また、資料4の訂正箇所は15ページの第42条第1項の「ただし、離島その他の地域であって、」以下を削除しました。同じく2項の「ただし、離島その他の地域であって、」以下も削除しております。それでは続きまして、先にお渡ししている資料を確認します。

(資料の確認)

～会長～

まず、会議の公開、傍聴についてですが、議題には、不開示情報は含まれておりませんので、本日の会議を公開とさせていただきます。本日、3名の傍聴の方がおられます。ここで、傍聴の方に入室をお願いします。

(傍聴者、入室)

## 2 議事

### (1) 各種事業等の基準案及び条例案の検討について

#### ①家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

～会長～

それでは、議事に入りたいと思います。(1) 各種事業等の基準案及び条例案の検討について①家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、事務局より説明をお願いします。

～事務局～

最初に第2回の会議の議題につきまして、前回の会議の終わりに次回の会議は子育て支援団体の調査の結果報告と教育・保育、地域子ども・子育て支援事業についての見込み量の確定と、提供体制の確保の内容・実施時期についてもご検討お願いしたいとご案内しましたが、新制度において定める各基準案だけを選考して今回の議題にさせていただきました。

本日の議題にあります3つの条例につきましては、9月議会に上程する必要があります。また上程する前にパブリックコメントを1か月間募集することから、前回予告しておいた議題から変更になりましたことをご了承いただきたいと存じます。

子ども・子育て支援新制度の中で、施設や事業の設備及び運営に関する基準や保育の必要性の認定については、平成26年4月30日付けで公布されました子ども・子育て関連3法に係る府省令に基づき、各市町村において、条例等により定めることとなっております。

資料1、2の赤穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準につきましては、事業を行おうとする者が、市から地域型保育事業の認可を受ける際の基準でございます。

この認可基準は児童福祉法によりまして、市町村が条例として制定することと定められております。

市町村等以外の者が家庭的保育事業等を行う場合には市町村の認可が必要となること、家庭的保育事業等は子ども・子育て支援法において「地域型保育事業」として地域型保育給付費の支給対象となるものであり、実際に支給対象となるためには、子ども子育て支援法第29条の規定に基づく「確認」を受ける必要があります。

このため、今回ご提案させていただいた条例案につきまして、9月議会に上程する必要があり、上程の前には、市民の皆様幅広く意見を求めるためにパブリックコメントを行います。そのため、本日子ども・子育て会議に諮りまして委員の皆様にご審議をいただきたいと考えております。

まず資料1の1枚目にございます1の地域型保育事業の類型ですが、新たに市町村の認可事業として位置づけられる事業で、原則として満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対し行われる事業であります。表にありますように4つの類型がございます。一番上の家庭的保育事業とは定員5名以下の保育者の居宅やその他の場所で保育を行うものであります。その下の小規模保育事業につきましては、定員6名から19名の保育を目的としたスペースで小規模で保育を実施するものでございます。これにはA・B・Cの3つの類型がありまして、A型は保育園分園に近い類型、C型は家庭的保育に近い類型、そしてB型がAとCの中間的な類型でございます。

各類型とも、事業所の設備、職員、保育時間、保育内容、保護者との連絡について基準が定められています。C型については、これらのほかに、家庭的保育事業に近い少人数を対象とする事業であることから、利用定員を「6人以上10人以下」とする規定が定められています。

居宅訪問型保育事業は子どもの居宅におきまして、1対1で保育を実施するもので、事業所内保育事業につきましては、事業所を設置する企業等の従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供することとされているため、利用定員の設定の際には、事業所の利用定員の規模に応じて定める数以上の地域の子どもの定員枠を設定しなければならないとする規定が置かれています。

2の事業の認可ですが、市が定める基準につきましては、国が定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」をもとに、地域の実情に応じて定めることとされています。

「従うべき基準」とは必ず適合しなければならない基準で、この範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されているものの、異なる内容を定めることは認められない基準でございます。職員の資格や職員数、また児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものであります。

一方「参酌すべき基準」とは市町村が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される基準でございます。

(1)の家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準案についてですが、保育従事者は家庭的保育者とし、職員数は3対1、保育室は専用居室1人3.3㎡、屋外遊技場は2歳以上児1人につき3.3㎡、給食は調理設備を備えた自園調理で、調理員を配置する。ただし、調理業務を全部委託や連携施設からの搬入の場合は不要とする。耐火基準は火災報知器及び消火器を設置し、消火訓練及び避難訓練を定期的実施する。

また、保育内容の支援と卒園後の受け皿のために保育所、幼稚園、認定こども園といった連携施設の設置が必要であり、嘱託医を配置するとなっております。

(2)の小規模保育事業の設備及び運営に関する基準案についてそれぞれA型、B型、C型に分けて基準を設けております。3つを同時にご説明させていただきます。

まず保育従事者ですが、A型は保育士、次のページのB型は保育士+保育従事者で、保

育士の割合は1/2以上、さらに次のページのC型は家庭的保育者となっております。

職員数A型・B型は0歳児の3:1から4歳以上児の30:1までに1名を足した職員数で、C型は0～2歳児が3:1となっております。補助者を置く場合は5:2となります。

設備・面積の保育室等につきまして、乳児室又はほふく室は3つとも1人3.3㎡、保育室又は遊戯室はAB型が1人1.98㎡、C型が1人3.3㎡となっております。

(3) 居宅型保育事業の設備及び運営に関する基準案につきましては、保育従事者は家庭的保育者で、職員数は1:1となります。連携施設につきましては、一律には求めないが、障害、疾病等により集団保育が困難である乳幼児については、障害児入所支援施設等を確保しなければならないとされております。

(4) 事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準案につきましては、定員20名以上は保育士、19名以下は保育士+保育従事者で保育士の割合は1/2以上となります。また保育室ですが、定員20名以上の場合は乳児室は1人1.65㎡、ほふく室1人3.3㎡、保育室又は遊戯室1人1.98㎡で、19名以下の場合は乳児室又はほふく室1人3.3㎡となります。

地域枠の子どもの受入れにつきましては、下の表にありますように概ね10名ずつの定員区分を設け、区分ごとに地域枠の定員を1/4～1/3程度となるように固定します。

赤穂市におきましては、新たな事業形態であり、一定の質を確保する観点から、また国基準と異なる内容とする特別な事業等がないため、国基準と同様の基準としたいと考えております。

～会長～

この件につきまして、委員より、ご質問、ご意見を頂戴しております。今の資料1について、ご質問、ご意見等ございますか？

～事務局～

まず、委員よりいただいている、ご質問について、説明させていただきます。お手もとの資料7をご覧くださいと思います。

No.1、『家庭的保育者の基準についてという事で、家庭的保育者は無資格者でよく、家庭的保育補助者の条件が研修のみというのは、認可保育所に比べて低すぎると感じます。また「保育士と同等の知識と経験」(資料2第23条)という表現はあいまいであり、どういふ場合に該当するのかを明確にした方が良いと思います。保育者が少人数で見ると、相談する相手が乏しく、緊急の対応について不安があります。加えて保育所内の死亡事故は、3歳未満の乳幼児でかつ認可外施設、保育の無資格者を雇っている場合が多い事を考えると、家庭的保育のように少人数保育であるからこそ、保育者の能力が高い事が望まれると思うのですが、基準の根拠を教えてください。』

No.1の質問について、認可保育所と家庭的保育事業は事業形態が異なるため、それに見合った保育従事者を国が示しており、その中で家庭的保育事業につきましては、保育従事者を家庭的保育者としております。

家庭的保育者に対しては、現行制度が保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有す

ると認められる者として、それぞれ必要な研修の修了を求める事を基本とすると定められており、新制度においても現行制度と同様に、必要な研修を修了した者である事を基本としております。

「保育士と同等以上の知識と経験」という表現があいまいであるというご意見に対しましては、その文言の前にあります市長が行う研修を修了したと明確に規定している事からご理解をいただきたいと思っております。

保育従事者について家庭的保育者としている根拠につきましては、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第23条第1項と第2項によりまして、家庭的保育事業を行う場合には、家庭的保育者を置かなければならない。とされております。

続きまして、No.2、『小規模保育事業についてABCの3つの類型に分けた理由はなんですか。事業者としては参入しやすくはなるかもしれませんが、保護者にとっては保育に格差を持ち込む事になります。家庭的保育事業等については、保護者は自己責任で保育施設を選ぶ事になりますので、どこに預けても一定の保育基準を担保できるような制度にすべきと考えます。A型はほぼ認可保育所並の基準なので、基本はA型で対応した方が良いと考えます。』

No.2 に対しては地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応する為、既存の様々な事業形態からの移行を念頭に置きつつ、質が確保された保育を提供する観点から、小規模保育事業の認可基準を設定しています。

具体的には、様々な事業形態から新制度へ円滑に移行できるよう、保育所分園に近いA型、家庭的保育(グループ型小規模保育)に近いC型、その中間的なB型の3つのタイプを設ける事としております。

また、A型はほぼ認可保育所並の基準であるので、基本はA型で対応した方が良いというご意見に対しましては、全員を保育士にすると保育士不足の状況下では対応が困難となり、また3つに分ける意味がなくなると考えます。

No.3、『居宅訪問型保育事業について、保育従事者の基準の根拠を教えてください。』

資料2 第37条(1)のケースは、非常に専門性を有するケースです。連携施設では配慮していますが、保育従事者の専門性をどう担保するかが課題です。このケースは、家庭的保育者にも、特別な要件を明確に入れた方が良いと思っております。(4)については、深夜に保育が及んだ場合、1人の保育者では危険があると考えます。乳幼児は圧迫死や乳幼児突然死症候群などのリスクがあります。保育園では午睡時は、睡眠チェックなどで異常がないか確認しますが、1人で深夜にそれができるか疑問です。夜間保育こそ、保育施設で複数の保育士による適切な保育を受けるべきと考えます。1対1だから、基準は低くても良いという事ではないと思っております。1人で見るからこそ、緊急な対応ができ、子ども理解の専門性を有する者が保育する必要があります。基準を見直して、保育士資格は当然の事、それに加えて、一定の経験を有する事が望ましいと思っております。』

No.3 について、居宅訪問型保育事業の設備及び運営に関する基準の中で、保育従事者について家庭的保育者としている根拠は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第39条により、居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育する事ができる乳幼児の数は1人とすると定められている事によりまして。

第37条第1項第1号の障害、疾病等により集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育につきましては、厚生労働省令に定められているように障害や疾病のある子どもの個別ケアを行う場合には、それに関するバックアップ等の形で必ず連携施設を確保する事から特別な要件を入れる事は考えておりません。

同条同項第4号の母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等につきましても、厚生労働省令に定められているように1:1で考えております。

No.4、『連携施設について、①赤穂市は1園を除いて公立の幼稚園・保育所しかありませんが、公立の施設が「連携施設」になる事はありますか？その場合、代替保育などで、公務員としての身分ある職員が民間で働く事に問題は生じないでしょうか（例えば給料面など）？②連携施設を複数持つ（例えばA幼稚園とB保育所というように）事は想定されていますか？③家庭的保育事業等に入所する幼児は、「保育に欠ける」児童であるので、提携施設の基本は「保育所又は認定こども園のみ」で良いのではないのでしょうか？幼稚園と連携すると、代替保育では、幼稚園の先生は保育においては無資格者になります。また、幼稚園は校区制を採用していますので、違う地域の幼稚園と提携していても意味がなく、逆に、校区内の児童は基本的に受け入れていただけるので、特に問題がないと考えます。退園後幼稚園を選択する児童に関しては、その都度、あつせんするという事で良いのではないのでしょうか。』

No.4の連携施設の役割は①保育内容の支援及び②卒園後の受け皿の役割であります。保育内容の具体例としては、連携施設で調理した給食の搬入、連携施設の嘱託医による合同健康診断、園庭開放、合同保育、小規模の保育士が急病の場合などにおける後方支援などが考えられます。

そこで、ご質問の公立の幼稚園・保育所が連携施設になる事はありますかという事です。それは、ございます。また公務員として民間で働く事に問題は生じないのかにつきましては、小規模の保育士が急病の場合における後方支援ですから問題があるとは考えておりません。

②の連携施設を複数持つ事は想定されていますか？ですが、小規模保育事業が設定する連携施設は、必ずしも1か所に限定する必要はありません。複数の施設を連携施設として、複数の施設で卒園後の受け皿を確保する事も可能ですし、連携施設側が複数の小規模保育事業の連携施設となる事も可能です。

③につきましては、先ほど申しましたように連携施設の役割からすれば幼稚園との連携する事は意味があると考えます。

～会長～

今までの事につきましてご意見ご質問等ございますか？

～委員～

全体的な印象ですが、省令やテーマとなっているのでその通りにしますという事でしたが、省令をより良くしていくのは、条例の役割だと思うので、省令が本当にこれで大丈夫なのか、という分析が必要だと思います。また、省令で決まっているから従うという議論ではなく、省令に書いている事が子どもにとって、本当に良い事なのかという事と、保育士不足の問題との兼ね合いも含めて議論していくのだと思います。

家庭的保育者の問題で、研修をすれば保育所と同等だという表現があったのですが、研修をする事で、保育士と同等の能力が得られるかという、それは違うと思います。子どもを預かるのは責任がある事なので、それに見合うだけの基準を明確にするという事がこちらとしての責任ではないかと思います。

～会長～

全体的な印象という事で、委員より、ご意見いただきましたが、何かございますか？

個人的な感想ですが、確かに委員が言われたように、課題はあると思います。ただ、このように国の基準が新たな試みをするというのは、子どもが抱えているさまざまな問題や家庭の問題に対処し、色んな事業にも対応出来るのですが、それに対して、質が低下するといった色んなご意見があるかと思います。もう少し、子どもが育っていくところを、広い範囲でとらえたいというように、プラスに考える事も出来るかと思いますので、ぜひこの新しい制度と赤穂市の条例をより良いものにしていけるように、枠組みはこれで、国の基準にしたがって、その地域独自の保育教育を行っていったらと思います。事務局から何かありますか？

～事務局～

省令にしたがって、この条例は作られているのですが、省令の中で、従うべき基準と参酌する基準というのがあり、従うべき基準については従う事にはなっております。そこでその内容が不十分であれば、各自治体でそれを上回る基準には作る事は出来ますが、赤穂市としてはそこまでする必要がないのではと感じております。

～委員～

確かに委員が言われているように、この基準だと、何かあった時にどうなるのかという心配がすごくわかります。でも、そういう事を考え出すと、今の法律そのままが良いのではという事になります。もっと広い目で子育てするとなったら、もしかしたら、家庭的保育に近い1対1での利点も大きいと思います。危険や病気になったらどうするのかと心配ばかりして、歯止めをかけるだけでは、良いものにならないと思います。

～委員～

それはその通りだと思いますが、ニーズに応じて、色んなルールを展開するのはすごく良い事で、そういう意味では小規模保育とか、居宅訪問型保育事業が必要であるという事に異論はありません。ただ、それを選択して、そこを利用する方がおられた時に、制度としては安全に保育出来るという環境が、そこに整っているかという事がすごく大事だと思っています。本人は安全だと思って預けていても、例えばベビーシッターの事もあります。行政の責任として、対応が出来なかったという事が一番危ないのではと思います。それが、制度の根幹に関わる問題になるかと思います。預かる方はどこまでの条件を整えれば、安全な保育が出来るのか、格差のない保育が出来るのか、というのをここで検討する必要がありますかと思いますが、制度の否定をしているわけではありません。

～委員～

委員が言われているように、一番良いのは1対1でもすべて保育士の資格を持っている方が保育するのが良いと思います。安心の基準が何をもって言っているかとなると、親は育児資格を持っている事が、第1の信用となります。ですが、今、国が進めている保育マ

マとか、色んな選択枠を作るのも保護者の方にも必要かと思います。条例で、「保育資格」「それに同等するもの」「幼稚園免許」等とありますが、こういうシステムにするのはむずかしいのではと感じます。

～会長～

他にないようでしたら、「赤穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）」についてはよろしいでしょうか？

～委員～

確認ですが、連携施設の関係で、代替保育について後方支援の説明をされたと思いますが、後方支援はどういう事を想定されていますか？例えば、小規模保育で保育士さんのいないところで育休産休をとられて、その方がしばらく保育出来ない状態になった時に、連携施設から保育士が派遣される事を想定しているのかと思うのですが、そういう事ではないですか？

～事務局～

連携施設の方に逆に子どもたちが行くという事を想定しています。

～委員～

その間だけ、小規模保育事業者が、保育が出来なくなる数名をそちらの保育所に移動させるという事ですね。

～事務局～

そうです。その小規模保育の先生が、病気等で休んだ場合、見る人がいないので、そこで連携施設の方に行ってもらおうという事です。

～委員～

連携施設からその小規模保育施設に行った方が、子どもが移動しなくて良くなりますが。

～事務局～

先生方が慣れていないという事もありますので。

～会長～

今委員と事務局が言われた事と、両方ありうる事ですか？その時の状況もありますか？

～事務局～

その時の状況にもよりますので、連携施設との協議で決めていただいても良いと思います。

どちらかと言えば、連携施設に来てもらう方が、より良いのではと考えています。

～委員～

その場合、保育園等に、定員があると思うのですが、公立の利用定員を超えている場合、あえて小規模に来たというお子さんがおられた場合に、小規模に先生がいらないから連携施設の定員がいっぱいのところにその子どもたちが移動するというのは無理があるかと思えます。その時点で、利用定員はいっぱいですよね。

～事務局～

休みの先生に来てもらうとか、何か色んな方法があると思います。

～会長～

これは、具体的な事を想定しないと、今は何とも言えないのではと思います。



～委員～

もし公立保育所が、利用定員がいっぱいで、ここでは受け入れる事が出来ないといった場合に、小規模保育の方に公立の先生たちに、行っていただく事が出来るのかどうかという事も想定されるので、そこが聞きたいところです。

～事務局～

例えばそこに公立の先生が行ったとしても、給料はその小規模保育から出るわけではないので、給料面では問題ないです。

～委員～

そちらの方が問題だと思っています。小規模保育は基本的に、民間の事業者である事があります。という事はそこに税金が投入されて、保護者からも利用料が徴収されます。公立の先生は、税金で給料が出ているので、民間の施設にいる先生の給料を市の税金から出す事になりませんか？それは問題ないですか？

～事務局～

それが長期間に渡るわけではないので、そこまで考える必要はないと思います。

～会長～

現実的に長期になった場合は、根本的に何か枠組みを変えて対応するかも知れないと思います。では、再度伺いますが、①家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準については、提案通りでよろしいでしょうか？

(異議なし)

## ②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

～会長～

ありがとうございます。では次に進めさせていただきます。②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、事務局より説明をお願いします。

～事務局～

赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準につきましてご説明いたします。

子ども・子育て支援法では、特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育を提供しなければならないこととし、また特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならないこととしています。したがって、原則として、全ての市町村は、これらの運営に関する基準を定める条例を制定する必要があります。

1の新制度における確認制度についてですが、新制度では、市町村は施設型給付や地域型保育給付の対象となることを希望する教育・保育施設や事業者について、施設・事業者の申請に基づき、各施設の類型に従い、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費を支払うことになります。

各施設・事業において設定可能な利用定員と認定区分との関係につきましては、表のとおりでございます。その中で各施設・事業において設定可能な利用定員がある場合は「○」、ない場合は「—」で表示しております。

2の確認を受ける施設・事業者の要件としましては、①の認可を受けることと②の運営基準を満たすことが必要となります。

3の運営基準につきましては、市町村が条例を定めるに当たっては、特定教育・保育施設・特定地域型保育事業に係る利用定員、特定教育・保育施設・特定地域型保育事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものについては従うべき基準とし、その他の事項については参酌すべき基準とされています。

なお、運営基準は「最低基準」を定めるものと解されますので、「従うべき基準」であっても、基準府令の基準に上乘せして、より厳しい、事業の質を向上する内容の基準を定めることは許容されております。

利用開始に伴う基準についてであります。特定教育・保育の提供の開始の際、特定教育・保育施設に関する重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、保護者の同意を得なければならないこと、応諾義務としまして、利用申込みがあった場合は、正当な理由がなければこれを拒んではならないこと、申込者が利用定員を上回る等の場合において、選考を行う場合には、抽選や先着順、建学の精神等設置者の理念に基づく選考など一定の選考方法により、その選考方法を保護者に明示した上で、選考を行わなければならないこと、また施設・事業者は、受給資格を確認するため、利用開始に当たって、支給認定証の確認を行うとされております。

つきまして、教育・保育の提供に伴う基準についてですが、施設の区分に応じ、幼稚園教育要領、保育所保育指針又は幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、特定教育・保育の提供を行うこと、子どもについて差別的取扱いや虐待等をしてはならないこと、居宅訪問型保育事業を除く特定地域型保育事業者は連携協力を行う特定教育・保育施設を確保しなければならないこと、居宅訪問型保育事業を行う者は、連携する障害児入所支援施設等を確保しなければならないこととされております。

利用者負担の徴収としまして、いわゆる上乘せ徴収をする場合は、当該徴収金の使途及び額、支払を求める理由を書面で明らかにするとともに、保護者に説明をし、同意を得なければならないこと、特別利用保育・特別利用教育の提供としまして、職員配置、設備、教育・保育の内容等について認定区分の子どもを同じ認可基準等によること、利用者に関する市町村への通知としまして、保護者の不正行為を把握した場合の通知を定めております。

管理・運営等に関する基準としましては、①から⑩にありますような運営規定を整備すること、業務上知り得た子どもとその家族の秘密を漏らしてはならないこと、事故発生の防止としましては、事故発生防止のための指針の整備、従業員への周知徹底する体制の整備、定期的な研修を行う。また事故発生時の対応としましては、速やかな報告、記録、損害賠償を定めております。

評価としまして、自己評価及びそれに基づく改善について事業者を求めること。苦情解決では、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じること。会計の区分では、公費の透明性の観点から教育・保育施設・地域型保育事業ごとの区分経理を行うこと。管理・運営等に関するその他の事項につきましては、勤務体制の確保と誇大広告の禁止を定めております。

す。

こちらの条例につきましても国基準と異なる内容とする特別な事業等がないため、国基準と同様の基準としたいと考えております。

～会長～

こちらに関しましても、先程の資料7で、委員より、事前にご意見ご質問等いただいております。事務局より、質問に対しての回答をお願いいたします。

～事務局～

No.5『新制度における認定区分について資料3で、(1)幼稚園の1号認定に○がついているが、3歳も受け入れるという事ですか？その場合は、園則の変更が必要だと思います。

(2)保育所の②③いずれかのみを設定可と書いています。3号認定のみを設定はあり得ると思いますが、2号認定のみを設定は認められるのですか？』

No.5の(1)の1号認定についてですが、委員からの質問の内容からして、赤穂市の公立幼稚園に対しての質問だと思っております。

現在、赤穂市公立幼稚園では、3歳児保育は実施しておりませんので、3歳児の受け入れをするという事ではありません。1号認定をもっておりますが、赤穂市内の幼稚園に入られる方については4、5歳児の教育を受けるという風に解釈をしていただければと思います。ただし、私立や市外の幼稚園で3歳児保育の可能な幼稚園もあり、その方については1号認定としなければいけませんので、それを考慮しているものです。

(2)保育所の認定可能な設定区分につきましては、3号認定のみというのは、0、1、2歳を指します。2号認定のみを設定というのは、3、4、5歳を指すのですが、内閣府が示した資料に基づきますと、国では、2号認定のみの保育所を認めております。現在の赤穂市では存在しませんが、将来的な事を考慮して、国の基準どおりとしております。

No.6、『市の保育施設のあっせんについて資料4の第6条第5項では特定教育・保育施設は利用申込者に対して、受け入れ困難な場合は、事業をあっせんするように規定していますが、幼稚園や保育所にそれができるかどうか疑問です。さらに第39条4項では、地域型保育事業にも、「適切な措置」を求めています。今までは、市が行っていた事を各施設に求めているとも取れます。原則は児童福祉法24条2項にある通り、市が「保育を確保するための措置を講ずる」のですから、あっせんを含めて市が行うべきと考えます。結果的に保護者が自己責任で施設を探す事になり、負担が増える事になります。改めて、条例で市の役割を明記してはどうですか？』

No.6について、事業のあっせんについては、子ども子育て支援法、第42条第1項により市町村が行うものとされており、特定教育・保育施設の設置者は市町村からのあっせんや要請に協力するものとされています。条例は国の基準案を参考にしたもので、「従うべき基準」に該当するため国基準の通りとしております。従いまして、保護者が自己責任で施設を探すというのではなく、法で市の役割が示されているため、国の基準どおりとしていきます。

No.7、『資料4の第6条「正当な理由」とは何を想定していますか？客観的な基準設定を明確に示すべきではないですか。』

No.7に対して、第6条の「正当な理由」とは、国基準により（1）定員に空きがない場合、（2）定員を上回る利用の申込みがあった場合、（3）その他特別な事情がある場合とされていますが、条例への明示につきましては、「従うべき基準」に該当しているため、国に準じた条文としております。

No.8、『市の幼稚園・保育所の整備計画について、（1）ニーズが増える事が予想されるが、公立の認可保育所の増設や新たに私立の認可保育所の設立を行うか、公立の幼稚園・保育所が認定こども園に移行する可能性はあるのかなど、市の制度設計を議論する事が先ではないでしょうか？（2）赤穂市の幼稚園・保育所は基本的に公立で行ってきた実績をどう評価し、新制度以降も基本的には引き継ぐのか？ニーズ調査では、公立の幼稚園・保育所を希望する保護者が多かった事を踏まえるべきだと思います。公立保育等でニーズを充足できるかどうか検討したうえで、どのような教育・保育を提供すべきかのビジョンを示してから、地域型保育事業の具体的な議論ができると思います。いずれにしても、特定教育・保育施設の概要が何も決まっていない状態では議論が深まらないのではないのでしょうか？』

No.8に対して、幼稚園・保育所の整備計画については、今後の事業計画の策定において子ども・子育て会議でご審議いただく内容ではないかと認識しております。

今回の条例の内容については、施設や事業の設備及び運営の基準を示すものでありまして、9月議会に上程する事が決められておりますので、ご理解いただきたいと思います。

No.9、『資料4の利用者負担額について第13条3項及び4項に、費用の一部を保護者から受ける事ができる旨が規定されていますが、保護者に対して過大な負担にならないように配慮すべきだと思います。利用者負担などは財政上の問題もあるとは思いますが、今後検討課題になりますか？』

No.9について、第13条第3項及び第4項では、施設が保育料以外に利用者から受ける事ができるものについて規定しています。公立施設については、絵本代や教材費、PTA（保護者会）会費などの負担が、これに該当するのではないかと考えております。これまでの保護者負担と大きく変わる事のないように配慮していく考えを持っております。なお、私立施設につきましては、それぞれに設定される事になりますが、本条例の第5条で、特定教育・保育施設は利用申込者に対し、利用者負担などについて説明をし、同意を得る事とされておりますので、利用者が納得した上で、施設を選択する事になると考えております。利用者負担などは財政上の問題もあるとは思いますが、今後の検討課題になりますかというところですが、利用者負担額は国が定める基準額を上限として市が定めるものであり、国の基準と、市の現行の設定内容をもとに今後検討していきます。必要に応じて、子ども・子育て会議等で説明をしていきますが、子ども・子育て会議での検討課題ではないと認識しております。

No.10、『苦情の窓口等について、いずれの施設・事業者も市が苦情に対して指導・助言を行う事になっていますが、公平性と透明性を担保するためにも、専門家等を加えた「第三者機関」が評価とともに一括して苦情解決のための指導・助言を行うとした方が良いのではないのでしょうか。』

No.10について、条例第30条に規定する苦情解決につきましては、利用者、保護者から

の苦情に敏速かつ適切に対応するため、日々の施設運営に関する苦情について、施設のみで留めるのではなく、確認主体である、市が指導・助言できるような体制を求めたものであり、「第三者機関」を常設し一括して指導・助言を行う事は考えていません。

No.11、『需給調整について(1) 条例案には特定教育・保育施設については、需給調整の文言がないですが、明文化する必要はないですか？(2) 需給調整を行う際の市の考える待機児童の計算方法について、具体的に説明をしてほしい。(3) 第22条の「市長が適当と認める場所」には、市の需給調整の意味が入っているか？また、この文言が「家庭的保育」にのみあるのはどういう理由ですか？(4) 特に過疎地域で家庭的保育事業等が出来ると公立保育所の運営が困難になるのでは。供給過多になっているような場所での、需給調整を担保するためにも明文化しておく方が良いと思います。』

(1) 本条例案3件に関しましては、各種事業の設備や運営等に関して市が規定するためのもので、需要調整につきましては、これから策定する子ども・子育て支援事業計画で検討すべきものと理解しております。

(2) 需要調整を行う際の市の考える待機児童の計算方法についてですが、計画の策定にあたって、需要に対してサービスが提供できないものが、いわゆる待機児童であると考えます。このため、需要量の見込みをどのように考えるか、という事になりますが、この事に関しては今後、この会議において検討いただく内容だと考えます。

(3) さらに、第22条の「市長が適当と認める場所」についてですが、これは需給調整のために市長が認めるかどうかではなく、定められた設備の基準には該当しても、周辺環境なども合わせて利用者にとっての安全性などを見極めるために、市が最終的に判断する事を考慮できるようにしたものと考えます。

従いまして、(4) 過疎地域での家庭的保育事業等の影響による公立保育所の運営の事につきましてですが、前述の通り、第22条は供給過多かどうかという判断で「市長が適当と認める」という事ではありませんので、条例に明文化する事はありません。

なお、需給調整は条例等で明文化するものではなく、需給調整の方法も合わせて会議で検討していくものと考えております。

～会長～

事務局としての考えも含めて説明していただきました。今の件に対しまして、ご意見ご質問等ございますか？

～委員～

赤穂市では3歳児を幼稚園では受け入れないという事ですが、以前のニーズ調査で3歳児も幼稚園に入れたいというニーズがあったと思います。この受け皿はどう考えていますか？というのは、小規模保育や家庭的保育事業ではここは受け皿とされないの、ここに対するニーズをどのように反映するのですか？あきらめてもらう事になるのでしょうか？

～事務局～

委員のおっしゃるように、3歳児の保育のニーズも確かに出てきております。今後3歳児保育を幼稚園ですべきなのか、または、別のところで受けるべきなのか、今後の事業計画の会議の中で諮っていただき、赤穂市としての3歳児保育について、どのような方向で進めていくのかを、検討願えればと考えております。

～委員～

その通りだとは思いますが、公立の幼稚園では3歳児は預からないと決めてしまった場合、実際に預かる受け皿は、認定こども園しか現実的になくなってしまおうと考えます。それは赤穂市でも認定こども園の制度を導入するという事も想定しているのですか？そうになると、1号認定の3歳児については、これから議論するにしても、認定こども園しかない事になります。その時に、公立の幼稚園は受け入れないと決めてしまう必要はないと思います。受け入れるかどうかを、その場で議論していくのはどうかと思うのですが、それは不可能ですか？

～事務局～

3歳児については、認定こども園の受け皿しかないのではというお話ですが、保育所で3歳児保育を実施するという検討も出来ない事はないと思います。その場合は、認定こども園という形に変更していく必要もあるかと思うのですが、その辺についても、それぞれの保育所、幼稚園、委員の意見を聞きながら、議論を詰めていく必要があると思います。3歳児を幼稚園保育出来るか出来ないかも含めて、会議で諮っていくべき事ではないかと、事務局としては考えております。

～委員～

公立の幼稚園でも預かる可能性は、今後検討されるという事ですか？それとも施設側が受け皿として、対応出来ないという事でしょうか？

～事務局～

現状の幼稚園で3歳児保育をしていくという事になりますと、施設を増設して、その中に入ってくる幼稚園教諭を増やすといった計画もいりますし、課題は大きいかと思います。本当に赤穂市として幼稚園で3歳児保育をするかどうかは、事務局では判断出来ませんので、検討していくしかないかと考えております。

～委員～

幼稚園側の意見として、保育所も幼稚園もそれぞれ良いところがあって、大きな問題もないように思います。3歳の教育を利用したいという市民の方もたくさんいると思います。現状として、赤穂市では0～3歳までは保育所に行っている方もたくさんおられ、3歳児もきちんと保育をされています。赤穂市は、保育所も幼稚園も、各小学校に各1つという形で体制が整っており、保護者もそれを充分理解されています。あえてそれを変えようとする、色んなところで弊害が起きてくると思いますので、今のままで充分だと思います。

～委員～

委員が言われているのは、全員が施設に入るという事ですが、それをここで議論する事ではないと思います。3歳児が保育所や幼稚園で保育を受けたいというニーズはあるので、国から指示されたから3歳児保育をするのではなく、今後赤穂市はそれが必要なかを踏まえて、施設の面、保育士の面、教員の人数、をどうやって進めていけば良いかという事を議論して、足りなければ補うという事になってくると思います。急いで答えを出すのではなく、子育てのプランの事も含め、今後赤穂市として、どうやって進んでいくかという事を、議論していく必要があるのではと思います。

～委員～

私もそう思います。それは各市町村で決めていけば良いし、そのニーズによって違ってくると思いますので、それで良いと思います。

～会長～

この会議の重要性が、ますます確認されたというところですが、他にありませんか？

～委員～

苦情処理と評価の関係で資料3の評価の参酌基準の部分で、「第三者評価及びそれに基づく改善については、すべての教育・保育施設、地域型保育事業者に対して求める」と書かれていますが、確かに、地域型保育については資料2の条文に「外部の者による評価」という格好で出てきていますが、特定教育保育施設についての条文に第三者評価についての記述がなかったと思います。これは参酌基準なので、条文からもれてしまっているのか、ここにまとめているので、そのとおりにするという事で、条例にはあえて入れなかったのか確認したいのですが。

～事務局～

その評価のところですが、参酌基準ではありますが、資料4の条文の中の17ページの45条のところに盛り込んでいるのですが、この事ですか？

～委員～

特定地域型保育事業者については外部的な第三者でして、特定教育保育についての第三者の評価は出来ないという事ですが、この評価は、資料3を見ると、「施設・事業の種類に関わらず」と書いているので、その中に特定教育保育施設も入っているかと思ったのですが、入っていません。第三者評価は特定教育保育施設では評価の部分では行わないという事ですか？

～事務局～

特定教育保育のところ、資料4の8ページの16条のところに「特定教育・保育施設は、自らその提供する・・・」と条文がここに入っています。

～委員～

第三者機関での評価という事ですが、そういう取り組みをしている自治体もあると思います。赤穂市の場合は公立の保育所と幼稚園がありますが、保護者の方が窓口で言う苦情も、これからは小規模保育とか、色々な事業者が入ってくるので、相談業務も複雑化してくるのではと思います。それを一括して、専門家が入って解決出来るという相談も、実際にはあると思います。施設と保護者の関係で言えば、対等しているような問題も間に第三者機関が入って解決する事によって、お互い納得するようなケースが考えられるのではと思います。他の自治体の取り組みも参考に、赤穂市でも入れてもらったら良いのではと思います。

～委員～

他の自治体でされているような、第三者の機関というのは、たとえばどのような形ですか？

～委員～

例えば市の窓口で受けた苦情を、第三者機関で話をしてもらいます。その第三者機関と

というのは、学校の関係者や学識経験者で、色んな立場から話をして、苦情会議等で諮ってという事を、自治体として取り組んでいます。

～委員～

第3者機関を運営しているのは、市ですか？市という事であれば、先程の市が見るとい  
う意味合いの学識経験者を招いているという事ですか？

～委員～

そういう事も考えられますが、評価の問題で外部の者を参入させています。

～委員～

市の職員ではなく、学識経験者を第3者機関として入れていくのですね。

～委員～

そこで第3者機関を設置して、評価をするのであれば、第3者機関が苦情処理の窓口にな  
れるのではと思ったのですが。

～委員～

苦情ですが、迅速かつ早急にという事が大事です。でも、評価をした時に第3者の方か  
らご指導いただいたり、示唆をいただいたりというのは、運営を改善する上でとても大事  
な事だと思います。内容にもよりますが、受けた苦情がそちらへ行っている間にどんど  
膨らんで、不信感につながっていくと思います。

～委員～

それをどのように妥協するかという事です。機関がなければそういう事は出来ないので、  
設置はしておいて、苦情の内容によって色分けをする事が大事かと思います。

～委員～

まずはその施設長がきちっと対応出来るような体制でないといけないと思います。

～委員～

それにプラスしてそういう事も必要なのではと思います。第3者機関の評価というのは  
必要ないですか？

～委員～

きっと施設長の方も相談したいという事はあると思いますが。

～委員～

このニーズ調査も、色んなところで聞くと、答えが出てくると思います。幼稚園や保育  
所の不満を、施設長が話して解決する部分もありますが、市の制度として改善していく部  
分もあります。そういう部分も含めて、評価をした結果、どのような形で反映し、保護者  
に返していくのかという事で、透明性が大事だと思います。苦情があがり、解決して終わ  
りではなく、それを第3者評価の方にあげていただいて、どのように取り組んだら、市全  
体の問題になるかという事を議論していく必要があると思います。

～会長～

言われている、苦情や課題に関しては、その通りだと思いますが、例えばこの資料4の  
8ページの第16条ですが、「自らの評価」「関係者による評価」「外部の者による評価を受  
けて、公表し」というところは第1歩で、それからもう少し開けた形で読めるのではと思  
います。



～委員～

この第3者評価と出ているのは、保育等を見ての評価であって、苦情を解決するのは、第3者評価ではないのかと思っています。苦情と制度の事はまた違うと思います。

～委員～

私も同じで、保育の質というのは、条例にもあげているような基準で、家庭的な少人数で預かるところは、施設的にはどういう状態なのかという評価があったり、安全に保育されているかという評価だと思ったので苦情とはまた違うと思いました。きちんとした環境が整えられているかという評価を行う事が必要であるという意味で第16条はあるのではと感じました。

第3者にこだわらず、色んな形で地域の人にも見ていただいて、利用者の声を聞いてというのも、評価の1つではないかと思っています。

～会長～

その際には、ここの16条には含まれますか？

～委員～

含まれると思います。

～会長～

閉じた関係ではなくて、質を担保しながら高めていくという、第3者評価というのは、どこか独立してないといけないのではと思います。

～委員～

幼稚園は、親にアンケートをとるだけではなく、評議員があります。評議員の方に、園の行事や、普段の様子、園経営について色々とお話させてもらい、そして、示唆をいただいて、その内容を、保護者におたよりと、最後の総会で、きちんと公表させていただいております。取り組みや指導いただいた事、地域にもよりますが、津波の事や、色々な事を地域の方や、元園長先生や、色々な方に第3者評価をいただいて、指導をいただいております。そして、来年度に引き続きこのような取り組みをしていきたい事を含め、教育委員会に報告させていただいております。それは小学校も中学校もずっとされています。そういう事の透明性はすごく大事だと思います。それと、苦情はまた別の問題だと思いますので、そういう事の仕分けをしなくてはいけないかと思っています。

～委員～

年に3回そういう形をとっておりますので、幼稚園と、保護者と地域の風通しは良くなってきているかと思っています。苦情は市全体で考えるような大きい課題だと感じております。

～会長～

仕分けの仕方がうまく出来ていなくて、申し訳ありません。今出させていただきまして、趣旨や内容については私も、皆さんもご理解いただけたと思います。②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例については、以上で提案通りという事でよろしいでしょうか？

(承諾)

～会長～

では、次に③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、事務局よ

り説明をお願いします。

～事務局～

赤穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案につきましてご説明いたします。児童福祉法の改正によりまして、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で放課後児童健全育成事業を行う者が、遵守しなければならない基準を定める必要があります。

この条例制定につきましても、平成27年4月1日から基準の運用ができるよう平成26年度中に行う必要があるとされています。具体的な作業スケジュールについては、政府による自治体向けの説明では、準備や周知に要する期間を考慮して「26年9月頃までに条例を策定」とされています。

市町村が条例を定めるに当たっては、事業の従事する者及びその職員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとされています。なお、放課後児童健全育成事業に関する基準は「最低基準」を定めるものですので、「従うべき基準」であっても、基準省令の基準に上乘せして、より厳しい、事業の質を向上する内容の基準を定めることは許容されております。

職員の配置基準及びその資格要件として、アフタースクールごとに放課後児童支援員を置かなければならないこととし、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないこととされています。

放課後児童支援員の数は、おおむね40人を一の単位とする支援の単位ごとに2人を専従とし、うち1人は放課後児童支援員でない補助員でも可とすることとされています。

利用者が20人未満のアフタースクールにあっては、併設する施設の職員等が兼務可能な場合には、放課後児童支援員1人を除き、専従職員でなくとも可としております。

また、面積算定の基礎となる児童数は、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数で捉えることとされています。

専用区画の面積は児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならないこと、開所日数は、1年につき250日以上を原則とすることを定めております。

次のページに行きまして、開所時間は、小学校の休業日は1日8時間、休業日以外の日は1日3時間を原則とすることとされています。

その他としまして、秘密保持や保護者との連絡・協力関係の確保、また事故発生時の連絡体制の確保について定めております。

この条例につきましても国基準と異なる内容とする特別な事業等がないため、国基準と同様の基準としたいと考えております。

～会長～

今ご説明いただいた件につきまして、ご意見ご質問等ございますか？

～委員～

アフタースクールの対象が、小学生全てに拡大したのですか？また、休日の扱いを保育所と同じ利用時間にすることができないでしょうか。

～事務局～

現在の対象は1～3年生ですので、平成27年度から対象の幅が広がり、利用者も増えることが見込まれます。

利用時間についてはご意見をいただいたということで、今後の検討課題としていきます。

～委員～

一人あたり、1.65㎡というのは狭すぎるのではと思いますが。

～事務局～

一人あたり、1.65㎡というのは国の定めた基準であり、市としては国の基準より高くする事は考えていません。

～会長～

③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準については、以上で提案通りという事でよろしいでしょうか？

(承諾)

(2) その他

～副会長～

土日に新制度に関する勉強会に出席してきました。国の基準に則って、市ではどうするか、今日は細かな意見も出ましたが、条例は大枠であり、運用の中で、各園等から意見があると思います。そこでより良く出来るかが、問題となります。今後ご協議をよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

～会長～

以上を持ちまして、本日の議事は修了致します。

3 閉会